

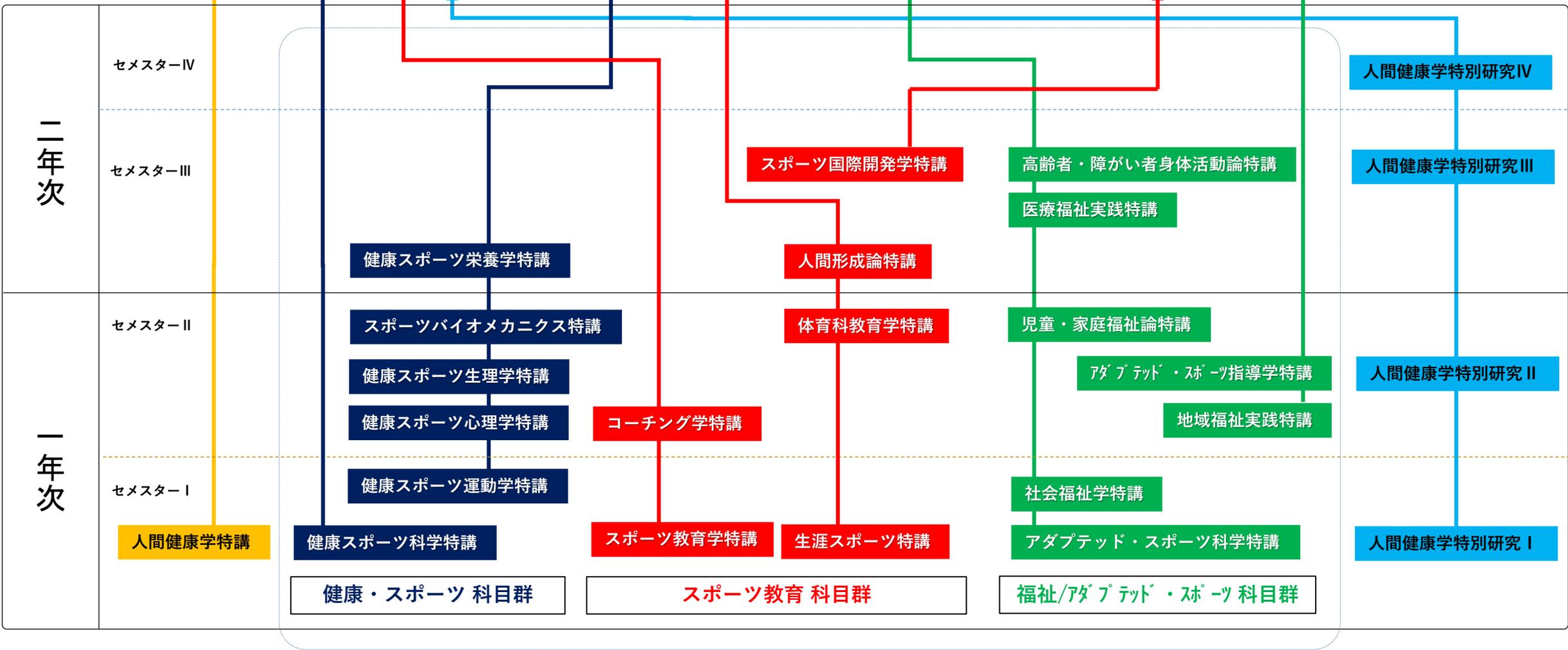
## 資料目次

資料 1	人間健康学研究科カリキュラムマップ	p 2
資料 2	広島文化学園大学大学院長期履修学生規程	p 3
資料 3	入学から修了までのスケジュール	p 6
資料 4	人間健康学研究科履修モデル	p 7
資料 5	広島文化学園大学及び広島文化学園短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	p 11
資料 6	広島文化学園大学大学院人間健康学研究科・人間健康学部研究倫理委員会規程	p 13
資料 7	広島文化学園定年規程	p 14
資料 8	人間健康学研究科時間割	p 17
資料 9	人間健康学研究科自習室等見取図	p 18

**DP 1** 自ら探究心を持ち、人間健康学分野における種々の課題を認識することができ、根拠に基づいた理論的な思考・指導・行動ができる。

**DP 2** 健康・スポーツ・教育・福祉等を複合させた専門性の高い高度な理論・指導技法を修得し、多様化した社会における人間の健康に対して多角的にアプローチできる実践力を有する。

**DP 3** 地域社会のスポーツ振興及び健康づくりに寄与し、かつ、国内外を問わず積極的に活動の場を広げる意欲を有する。



基礎科目

専門科目

演習科目

## 広島文化学園大学大学院長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島文化学園大学大学院学則(以下「学則」という)第6条第1項に規定する年限を超えて長期にわたって履修する学生(以下「長期履修学生」という。)について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 学則第11条の規定に該当する者のうち、長期履修学生として入学を希望する者。

(修業年数)

第3条 長期履修学生の修業年数は、以下のとおりとする。

課 程	修業年限
・看護学研究科博士前期課程 ・教育学研究科博士前期課程 ・人間健康学研究科修士課程	3年以上4年
・看護学研究科博士後期課程 ・教育学研究科博士後期課程	4年以上6年

2 ただし、学長が認めた場合は、修業年限を延長することができる。

(履修登録及び登録の上限)

第4条 長期履修学生は、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 各学期あたりの単位数は、原則として6単位を限度とする。なお、上限の6単位を超えて履修する場合は、別に定める。

(修了の要件)

第5条 長期履修学生が、本学大学院を修了するためには、大学院学則第37条及び37条の2に規定されている要件を満たさなければならない。

(授業料等の納付方法等)

第6条 学則第42条第4項に規定する授業料等の納付方法等については、長期履修学生は次の第1号又は第2号のいずれかの方法を学年の当初に選択するものとする。

(1) 履修単位に応じて授業料等を納付する場合(修了要件 30 単位以上)

① 看護学研究科博士前期課程、教育学研究科博士前期課程及び人間健康学研究科修士課程

(単位:円)

履修年数	在籍料	授業料等
3年	1～2年目=0 3年目=30,000	1単位 62,000×履修単位数
4年	1～2年目=0 3～4年目=各 30,000	1単位 62,000×履修単位数

② 看護学研究科博士後期課程(修了要件 12 単位以上)

(単位:円)

履修年数	在籍料	授業料等
4年	1～3年目=0 4年目=30,000	1単位 185,000×履修単位数
5年	1～3年目=0 4～5年目=各 30,000	1単位 185,000×履修単位数
6年	1～3年目=0 4～6年目=各 30,000	1単位 185,000×履修単位数

③ 教育学研究科博士後期課程(修了要件 14 単位以上)

(単位:円)

履修年数	在籍料	授業料等
4年	1～3年目=0 4年目=30,000	1単位 158,000×履修単位数
5年	1～3年目=0 4～5年目=各 30,000	1単位 158,000×履修単位数
6年	1～3年目=0 4～6年目=各 30,000	1単位 158,000×履修単位数

④ 在籍料 30,000 円は, 前期・後期にそれぞれ 15,000 円を授業料等と併せて納付することとする。

(2) 履修年数に応じて授業料等を納付する場合

① 看護学研究科博士前期課程、教育学研究科博士前期課程及び人間健康学研究科修士課程

(単位:円)

履修年数	納付額(前期)	納付額(後期)	合計
3年	各年 310,000 3年目在籍料 15,000	各年 310,000 3年目在籍料 15,000	1～2年目年間=620,000 3年目年間 =650,000
4年	各年 232,500 3～4年目在籍料 15,000	各年 232,500 3～4年目在籍料 15,000 円	1～2年目年間=465,000 3～4年目年間=495,000

② 看護学研究科及び教育学研究科博士後期課程

(単位:円)

履修年数	納付額(前期)	納付額(後期)	合計
4年	各年 277,500 4年目在籍料 15,000 円	各年 277,500 4年目在籍料 15,000 円	1～3年目年間=555,000 4年目年間 =585,000
5年	各年 222,000 4～5年目在籍料 各 15,000	各年 222,000 4～5年目在籍料 各 15,000	1～3年目年間=444,000 4～5年目年間=474,000
6年	各年 185,000	各年 185,000	1～3年目年間=370,000

	4～6年目在籍料 各 15,000	4～6年目在籍料 各 15,000	4～6年目年間＝400,000
--	----------------------	----------------------	-----------------

2 履修年数によって授業料等を納付する者が、当初の履修年数よりも短縮する場合は、修了するまでに残りの授業料を納付するものとする。又、当初の履修年数よりも延長する場合は、在籍料として年間 30,000 円を納付するものとする。

3 納入期限は学則第 42 条第1項の規定を準用する。

(その他)

第7条 長期履修学生については、この規程に定めるもののほか、学則及び諸規程を準用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(履修単位数の上限及び授業料の納付方法の選択時期の変更)
- 3 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(授業料の改定に伴う一部改正)
- 4 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(教育学研究科子ども学専攻の課程変更並びに実験実習費及び施設維持費の改定に伴う一部改正。なお、平成 27 年度以前の入学生については、従前の例による。)
- 5 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(専門看護師の修了要件を満たすための改正)
- 6 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(社会情報研究科の廃止に伴う改正。)
- 7 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(人間健康学研究科の設置に伴う改正)

人間健康学研究科人間健康学専攻  
入学から修了までのスケジュール

学年	時期	事項	備考	
1年	4月	履修ガイダンス	本研究科の教育課程の構成、各授業科目の概要及び履修の流れ、修士論文作成の概要等の説明、学年暦、履修方法、履修要件についての説明	
		選択する人間健康学領域の選択 指導教員の決定(主指導教員1名・副指導教員2名)	入学願書とともに提出される希望研究テーマ、研究計画要旨に基づき、面談を行い、教員・院生双方の合意のもと指導教員等を決定する。研究科委員会で主指導教員・副指導教員を審議の上、決定し、院生に通知	
		履修登録・前期授業開始		
			研究計画の立案	主指導教員・副指導教員による指導・確認
	9月	後期授業開始		
		研究計画の決定	主指導教員・副指導教員による指導・確認	
	2月	修士論文審査委員会の編成	指導担当教員以外の専任教員1名を主査、さらに主査以外の専任教員(指導担当教員を含む)2名を副査とする修士論文審査委員会を編成。	
	2月下旬 ～3月	修士論文研究テーマ発表会	研究テーマ発表会日程を調整・通知(研究科長)	
3月	倫理審査申請書類の作成・提出(研究上必要な場合)	倫理審査委員会での審査		
2年	4月	履修ガイダンス		
		履修登録・前期授業開始		
		倫理審査の承認後、データ収集開始	主指導教員・副指導教員による指導・確認	
			データ分析	主指導教員・副指導教員による指導・確認
	7月	修士論文中間発表会	中間発表会日程を調整・通知(研究科長)	
	9月	後期授業開始		
	12月	修士論文の提出準備	主指導教員・副指導教員による指導・確認	
	1月	修士論文の提出(末日締切)	主指導教員・副指導教員による指導・確認	
	2月初旬	学位授与申請書提出	学位授与申請書に修士論文、その他の添付書類を添付し、研究科長を経て学長に提出	
	2月下旬	修士論文最終発表会	最終発表会日程を調整・通知(研究科長)	
		修士論文審査委員会による論文審査及び最終試験	修士論文審査委員会による協議、その結果を研究科委員会に報告	
		研究科委員会による修士課程修了の可否判定	研究科委員会において、修士論文の審査及び口頭試験の判定結果、ならびに単位取得状況により修士課程修了の可否判定後、学長に報告	
	3月	学長による学位授与判定	研究科委員会からの報告に基づき、学長による学位授与判定	

人間健康学研究科人間健康学専攻  
履修モデル

資料 4

全科目

※網掛: 必修

※下線: 専修免許指定科目

	1年				2年			
	前期		後期		前期		後期	
	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	
基礎科目	人間健康学特講	2						
	基礎科目小計	2	0	0	0			
専門科目	健康スポーツ科学特講	2	健康スポーツ心理学特講	2	健康スポーツ栄養学特講	2		
	健康スポーツ運動学特講	2	健康スポーツ生理学特講	2				
			スポーツバイオメカニクス特講	2				
	生涯スポーツ特講	2	コーチング学特講	2	人間形成論特講	2		
	スポーツ教育学特講	2	体育科教育学特講	2	スポーツ国際開発学特講	2		
	アダプテッド・スポーツ科学特講	2	アダプテッド・スポーツ指導学特講	2				
	社会福祉学特講	2	地域福祉実践特講	2	医療福祉実践特講	2		
			児童・家庭福祉論特講	2	高齢者・障がい者身体活動論特講	2		
専門科目小計	12	16	8	0				
演習科目	人間健康学特別研究Ⅰ	2	人間健康学特別研究Ⅱ	2	人間健康学特別研究Ⅲ	2	人間健康学特別研究Ⅳ	2
演習科目小計	2	2	2	2				
単位小計	16	18	10	2				

基礎科目単位計 2

専門科目単位計 36

演習科目単位計 8

単位総計 46

修了要件単位総計 30

## 履修モデル(1):健康・スポーツモデル

※網掛:必修

※下線:専修免許指定科目

	1年				2年			
	前期		後期		前期		後期	
	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	
基礎科目	人間健康学特講	2						
	基礎科目小計	2		0		0		0
専門科目	健康スポーツ科学特講	2	健康スポーツ心理学特講	2	健康スポーツ栄養学特講	2		
	健康スポーツ運動学特講	2	健康スポーツ生理学特講	2				
			スポーツバイオメカニクス特講	2				
	生涯スポーツ特講	2	コーチング学特講	2				
	アダプテッド・スポーツ科学特講	2	地域福祉実践特講	2				
	社会福祉学特講	2						
	専門科目小計	10		8		2		0
演習科目	人間健康学特別研究Ⅰ	2	人間健康学特別研究Ⅱ	2	人間健康学特別研究Ⅲ	2	人間健康学特別研究Ⅳ	2
	演習科目小計	2		2		2		2
	単位小計	14		10		4		2

基礎科目単位計

専門科目単位計

演習科目単位計

単位総計

修了要件単位総計

## 履修モデル(2):スポーツ教育モデル

※網掛:必修

※下線:専修免許指定科目

	1年				2年			
	前期		後期		前期		後期	
	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	
基礎科目	人間健康学特講	2						
	基礎科目小計	2	0	0	0			
専門科目	健康スポーツ科学特講	2	健康スポーツ心理学特講	2				
	健康スポーツ運動学特講	2	健康スポーツ生理学特講	2				
	生涯スポーツ特講	2	コーチング学特講	2	人間形成論特講	2		
	スポーツ教育学特講	2	体育科教育学特講	2	スポーツ国際開発学特講	2		
	アダプテッド・スポーツ科学特講	2	地域福祉実践特講	2				
	社会福祉学特講	2	アダプテッド・スポーツ指導学特講	2				
	専門科目小計	12	10	4	0			
演習科目	人間健康学特別研究Ⅰ	2	人間健康学特別研究Ⅱ	2	人間健康学特別研究Ⅲ	2	人間健康学特別研究Ⅳ	2
	演習科目小計	2	2	2	2			
	単位小計	16	12	6	2			

基礎科目単位計 2

専門科目単位計 26

演習科目単位計 8

単位総計 36

修了要件単位総計 30

### 履修モデル(3):地域健康支援モデル

※網掛:必修

※下線:専修免許指定科目

		1年		2年		
		前期	後期	前期	後期	
		単位	単位	単位	単位	
基礎科目	人間健康学特講	2				
基礎科目小計		2	0	0	0	
専門科目	健康スポーツ科学特講	2	健康スポーツ心理学特講	2		
	健康スポーツ運動学特講	2	健康スポーツ生理学特講	2		
	生涯スポーツ特講	2	コーチング学特講	2		
	アダプテッド・スポーツ科学特講	2	地域福祉実践特講	2	医療福祉実践特講	2
	社会福祉学特講	2	アダプテッド・スポーツ指導学特講	2	高齢者・障がい者身体活動論特講	2
			児童・家庭福祉論特講	2		
専門科目小計		10	10	4	0	
演習科目	人間健康学特別研究Ⅰ	2	人間健康学特別研究Ⅱ	2	人間健康学特別研究Ⅲ	2
					人間健康学特別研究Ⅳ	2
演習科目小計		2	2	2	2	
単位小計		14	12	6	2	

基礎科目単位計

専門科目単位計

演習科目単位計

単位総計

修了要件単位総計

## 広島文化学園大学及び広島文化学園短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、広島文化学園大学(以下「大学」という。)及び広島文化学園短期大学(以下「短期大学」という。)における研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 研究活動上の不正行為

- ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん又は盗用
- ② 研究論文等の二重投稿
- ③ 不適切なオーサiership
- ④ 利益相反に係る諸問題
- ⑤ ①～④以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

#### (2) 研究者等

研究者等とは、広島文化学園大学・短期大学組織規程に定める職員をいう。

#### (3) 研究支援人材

研究支援人材とは、研究者以外の研究補助者、技能者及び研究事務その他の関係者をいう。

### (研究者等の責務)

第3条 研究者等及び研究支援人材は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等及び研究支援人材は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を広島文化学園研究データの保存・開示に関する内規に基づき、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

### (総括責任者)

第4条 大学においては広島文化学園大学学長(以下「大学学長」という。)、短期大学においては広島文化学園短期大学学長(以下「短期大学学長」という。)が、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、それぞれを統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(学部等責任者)

第5条 大学においては、大学副学長が学部における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、短期大学においては短期大学副学長が学科における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 大学においては大学学長が研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、「学長補佐」を充て、短期大学においては短期大学学長が「短期大学副学長」を研究倫理教育責任者に充てるものとする。

2 研究倫理教育責任者は、全ての研究者等及び研究支援人材に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、研究データの保存開示について広島文化学園研究データの保存・開示に関する内規に基づき、研究者等に対して指導を行うとともに研修等を定期的に行わなければならない。

(告発の受付窓口)

第7条 不正行為に関する告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、大学及び短期大学事務局に受付窓口(以下「告発窓口」という。)を置き、広島文化学園公益通報等に関する規程(以下「公益通報規程」という。)第2条第1項に規定するコンプライアンス室が告発窓口業務を所掌する。

(関係者の取扱)

第8条 不正行為の相談及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者(以下「関係者」という。)の意に反して関係者以外に漏えいしないよう、公益通報規程第11条第1項各号に準じて行うものとする。

(事案の調査及び措置等)

第9条 前条の事案が生じた場合は、公益通報規程に準じて調査委員会を設置して、事案の調査及び措置並びに処分等を行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 広島文化学園大学人間健康学研究科・人間健康学部倫理委員会規程(案)

(名称)

第1条 本会は、広島文化学園大学人間健康学研究科・人間健康学部倫理委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、広島文化学園大学人間健康学研究科及び人間健康学部の教育・研究の充実を図るために、「人を対象とする研究」について、人間健康学研究科及び人間健康学部の定める「研究倫理指針」に基づき、研究が適正かつ円滑に行なわれるよう、審議及びその他必要な措置を講ずることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、以下の人間健康学研究科及び人間健康学部のメンバーによって構成し、学長が委嘱する。

- (1) 副学長
- (2) 人間健康学研究科長
- (3) 人間健康学部長
- (4) 人間健康学研究科が推薦する教員2名
- (5) 人間健康学部が推薦する教員2名
- (6) その他、委員会が必要と認める場合には、学内外の有識者若干名を加えることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は副学長とする。
- (2) 副委員長は研究科長とする。
- (3) 委員長は委員会を主宰し、代表する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(所掌事務)

第6条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究計画書を審議し、研究計画書の承認・不承認・差し戻しに関すること。
- (2) 学生および教員の研究について、研究対象者の人権擁護に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(会議)

第7条 第2条の目的及び前条の所掌事務を実施するため、会議を開催する。なお、委員会の庶務は、事務部・総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 広島文化学園定年規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本学園に勤務する職員の定年について必要な事項を定めるものとする。

(定年)

第2条 定年は、職務の態様により、次のとおりとする。

- (1) 教育職員（教授，准教授，講師，助教，助手） 満 65 歳
- (2) 事務職員（司書を含む） 満 65 歳
- (3) 技術職員（作業員，自動車運転手を含む） 満 65 歳

2 前項の規程にかかわらず、本学園の特別な要請に基づいて前項の定年に近い年齢の者（おおむね 65 歳以上の者をいう。）を採用した場合におけるその者の定年は、採用時の特別な事情を考慮して、別に定めることができるものとする。

(定年による退職)

第3条 職員が前条の定年に達したときは、定年に達した日以降における最初の 3 月 31 日に退職する。

(定年退職の再雇用)

第4条 第2条の規程により定年退職した者で、本学園が特に必要とする場合は、本人の健康状態その他を勘案し、次条及び第6条に定めるところにより再雇用することができる。

(再雇用の期間)

第5条 前条に定める再雇用の期間は、2 年を単位とし、再雇用の継続は、3 回（教育職員は満 71 歳，事務職員は満 71 歳）までとする。ただし、技術職員にあっては、その継続は 2 回（満 69 歳）までとする。

(再雇用者の給与)

第6条 前条の規程による再雇用者の給与は職務等の勤務条件、能力等を考慮して理事長が定める。

(経過措置)

第7条 本規程第2条の定年の適用は平成 19 年度より以下の段階的移行を行う。

平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月・・・(教育職員：満 68 歳，事務・技術職員：満 66 歳)

平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月・・・(教育職員：満 67 歳，事務・技術職員：満 65 歳)

平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月・・・(教育職員：満 66 歳，事務・技術職員：満 65 歳)

平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月・・・(教育職員：満 65 歳，事務・技術職員：満 65 歳)

(適用除外)

第8条 本学園の常勤理事の地位にある職員については、その地位にある間は定年に関する規程を適用しない。

附 則

1 この規程は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 44 年 3 月 31 日既に満 66 歳に

達した事務職員については，昭和 45 年 5 月 1 日から施行する。

- 2 この規程は，昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 3 この規程は，平成 11 年 3 月 27 日から施行する。
  - ② 広島文化学園定年退職（教員）後における再雇用内規（昭和 43 年 4 月 1 日施行）は，廃止する。
  - ③ 広島文化学園定年退職（事務職員，技術職員，作業員）後における再雇用内規（昭和 45 年 4 月 1 日施行）は，廃止する。
- 4 この規程は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
  - ① 高年齢者雇用安定法の一部改正にともなう定年規程の一部改正。（高年齢者雇用安定法 9 条 1 項一高年齢者雇用確保措置の実施義務化に伴う。）
  - ② 定年年齢の段階的引き下げの実施（第 2 条の定年年齢変更、第 7 条の経過措置）。
  - ③ 教員組織の区分変更。
  - ④ 適用除外の条文追加（常勤理事）。
- 5 この規程は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

## 広島文化学園定年規程の特例に関する内規

(趣旨)

第1条 広島文化学園定年規程第2条第2項の規定による本学園の特例な要請に基づいて採用した場合の定年の特例については、この内規の定めるところによる。

(定年の特例)

第2条 定年の特例を認める職員とは、その職員の職務の特殊性又は職務の遂行上の事情にかんがみ、教育研究上また学園の運営上必要不可欠な人材として雇用する者という。

(定年の延長)

第3条 特例を適用して新規採用又は再雇用する場合は4年を超えない範囲内で期限を定め、雇用するものとする。

2 前項の場合、辞令をもって本人通知するものとする。

(承認)

第4条 これにより雇用する場合には、事前に理事会の議を経るものとする。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

## 人間健康学研究科 人間健康学専攻 時間割

## 【前期】

時限	月					火					水					木					金					土									
	年次	履修区分	授業科目	担当教員	教室	年次	履修区分	授業科目	担当教員	教室	年次	履修区分	授業科目	担当教員	教室	年次	履修区分	授業科目	担当教員	教室	年次	履修区分	授業科目	担当教員	教室	年次	履修区分	授業科目	担当教員	教室					
1																																			
2																																			
3						1	選択	健康スポーツ運動学特講	升本	2403	2	選択	健康スポーツ栄養学特講	鬼塚	2403	1	必修	健康スポーツ科学特講	山崎	2403															
4						1	必修	人間健康学特講	専任教員	2403	2	選択	医療福祉実践特講	大塚	2403	1	必修	生涯スポーツ特講	東川	2403															
5						1	必修	アダプテッド・スポーツ科学特講	河野	2403	2	選択	高齢者・障がい者身体活動論特講	山崎	2403	1	選択	スポーツ教育学特講	高田	2403						1	必修	人間健康学特別研究Ⅰ	専任教員	研究室(坂・郷原)					
6						2	選択	スポーツ国際開発学特講	白石	2403	2	選択	人間形成論特講	渡邊	2403	1	選択	社会福祉学特講	工藤	2403						2	必修	人間健康学特別研究Ⅲ	専任教員	研究室(坂・郷原)					

## 【後期】

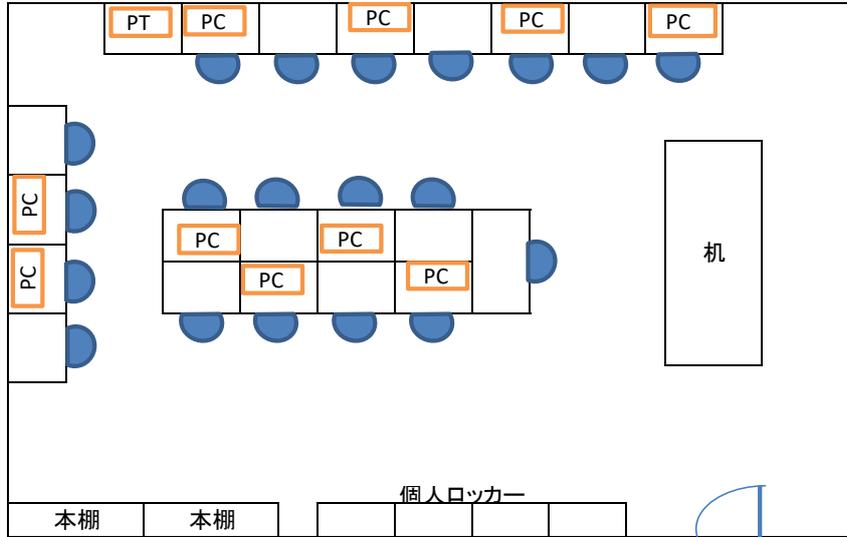
時限	月					火					水					木					金					土									
	年次	履修区分	授業科目	担当教員	教室	年次	履修区分	授業科目	担当教員	教室	年次	履修区分	授業科目	担当教員	教室	年次	履修区分	授業科目	担当教員	教室	年次	履修区分	授業科目	担当教員	教室	年次	履修区分	授業科目	担当教員	教室					
1																																			
2																																			
3						1	選択	児童・家庭福祉論特講	磯邊	2403	1	選択	スポーツバイオメカニクス特講	房野	2403																				
4						1	必修	地域福祉実践特講	大藤	2405	1	必修	健康スポーツ心理学特講	武田	2403	1	選択	体育科教育学特講	前田	2403															
5						1	選択	アダプテッド・スポーツ指導学特講	加地	2403	1	選択	健康スポーツ生理学特講	森木	2403	1	必修	コーチング学特講	松尾	2403						1	必修	人間健康学特別研究Ⅱ	専任教員	研究室(坂・郷原)					
6																															2	必修	人間健康学特別研究Ⅳ	専任教員	研究室(坂・郷原)

## 1. 授業時間

1時限	9:05～10:35
2時限	10:45～12:15
昼休憩	12:15～13:05
3時限	13:05～14:35
4時限	14:45～16:15
5時限	16:25～17:55
6時限	18:05～19:35

人間健康学研究科人間健康学専攻

○学生の研究室(自習室) 坂キャンパス



○学生の研究室(自習室) 郷原キャンパス

